

令和3年10月13日

## 国立大学法人電気通信大学における公的研究費の使用に関する行動規範

大学における科学研究は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられています。とりわけ、公的研究費<sup>(注)</sup>の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者、事務職員、教育研究技師及びその他関連する者（非常勤・学生を含む。）（以下「構成員」という。）が所属する本学ばかりではなく、我が国の科学技術振興体制を根底から揺るがすものとなります。

このことを踏まえ、国立大学法人電気通信大学は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、公的研究費を使用する上での行動規範を次のとおり定めます。

本学に所属する構成員は、これを誠実に実行しなければなりません。

1. 構成員は、公的研究費は国民の税金その他多方面からの支援によるものであることを認識し、効率的・効果的な使用を行うとともに、実態のない経費の使用、目的外使用及び期間外使用等、不正な使用は行ってはならない。
2. 構成員は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係に対して国民の疑惑や不信を招くことのないよう努め、また、別に定める公的研究費の不正防止計画をふまえて行動しなければならない。
3. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
4. 構成員は、研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、機関による研究費の管理が必要であることを認識し、公的研究費を適正かつ効率的に使用しなければならない。
5. 構成員は、研究計画に基づき、公的研究費の適正かつ計画的な使用に努めなければならない。
6. 事務職員は、研究活動の特性を理解し、適正かつ効率的な事務処理を行わなければならない。
7. 構成員は、公的研究費の取扱いに関するコンプライアンス教育及び啓発活動に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
8. 公的研究費等の不正使用または不正使用の恐れがあることを知った構成員は、速やかに通報窓口等に通報しなければならない。

(注) 公的研究費とは、運営費交付金、奨学寄附金、共同研究、受託研究及び競争的資金等を財源として本学で扱うすべての経費をいう。